

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成25年12月20日（諮問第87号）

答申日：平成26年10月9日（答申第76号）

内容：「県営住宅指定管理者関係文書（県営住宅入居者のしおり等）」の公文書一部
公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成25年11月27日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

文書1 滋賀県土木交通部住宅課が作成した県営住宅入居者のしおり（平成24年6月1日）作成に係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

文書2 「県営住宅入居に関する誓約書」（様式第4号）作成、行使に係る経緯と責任の所在を明らかにする文書

文書3 滋賀県営住宅管理センター長あての「県営住宅入居に関する確約書」の作成、行使に関して、滋賀県営住宅管理センター長が滋賀県知事（住宅課）に対してこれまでに行った一切の報告、通知、承認申請等の文書

文書4 滋賀県営住宅管理センター長あての「県営住宅入居に関する確約書」の作成、行使に関して、滋賀県知事（住宅課）が滋賀県営住宅管理センター長に対してこれまでに行った一切の承認、許可、指示、通知等の文書

文書5 滋賀県営住宅管理センター長あての公文書公開請求書（様式）作成、行使に関して、滋賀県営住宅管理センター長が滋賀県知事（住宅課）に対してこれまでに行った一切の報告、通知、承認申請等の文書

文書6 滋賀県営住宅管理センター長あての公文書公開請求書（様式）作成、行使に関して、滋賀県知事（住宅課）が滋賀県営住宅管理センター長に対してこれまで

行った一切の承認、許可、指示、通知等の文書

2 実施機関の決定

同年12月9日、実施機関は、公開請求のあった文書のうち、文書1、文書3、文書4および文書6が不存在であることを理由として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年12月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

不存在とされた文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

不存在とされた文書は、極めて重要な文書であり、実施機関が主張するように不存在であるということが事実であれば、住宅課職員の重大な職務怠慢である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 文書1について

県営住宅入居者のしおりは、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであり、事前に実施機関の担当者が内容の確認を行ったが、起案等までは行っておらず文書は作成していない。

(2) 文書3および文書4について

県営住宅入居に係る確約書は、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであって、

滋賀県営住宅管理センターからは事前に申請等は受け取っておらず、実施機関においても承認等の文書は作成していない。

また、当該確約書は、実施機関が指定管理者に対して作成を求めているものではない。

(3) 文書6について

指定管理者に係る文書公開請求書は、指定管理者が制定した情報公開規程において様式が定められているものである。

指定管理者は、滋賀県営住宅の管理運営に関する協定（以下「基本協定」という。）に基づき、情報公開規程を定めて実施機関に提出している。

情報公開規程を制定するにあたっては、指定管理者から相談は受けているが、特に承認や通知等は行っておらず、文書は作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅入居者のしおりや県営住宅入居に係る確約書、指定管理者の情報公開規程に関する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、請求のあった文書は不存在であるとしているが、異議申立人はこれを不服として公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

なお、県営住宅の管理運営については、平成24年度から日本管財株式会社が指定管理

者として指定されており、滋賀県営住宅管理センターは日本管財株式会社における組織上の一部門である。

3 本件処分の妥当性について

(1) 文書1について

実施機関は、県営住宅入居者のしおりは、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであり、事前に担当者が内容の確認は行ったが、実施機関において起案等は行っておらず文書は作成していないと主張している。

県営住宅入居者のしおりについては、滋賀県営住宅管理業務仕様書（以下「管理業務仕様書」という。）において、「県と協議うえ、県営住宅入居中の各種手続きや留意事項等を記載した「入居者のしおり」を作成すること」と定められている。

滋賀県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第3条第1項においては、「事務は、原則として公文書により処理しなければならない」と規定されていることに鑑みれば、通常、こうした「協議」を要することが規定されている文書を作成するにあたっては、実施機関と指定管理者との間で文書による照会、回答が行われているべきものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、事前に確認を行った際には、指定管理者の原稿案を複数の担当者で確認、修正し、当該原稿案をそのまま指定管理者に返却したため、文書は保有していないと説明しており、実施機関の当該説明を覆すに足る事情は見当たらない。

したがって、文書1を保有していないとする実施機関の主張は是認せざるを得ないものである。

(2) 文書3および文書4について

実施機関は、県営住宅入居に係る確約書は、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであり、事前に報告や承認申請等は受け取っておらず、承認や許可等は行っていないとしている。

当審査会が確認したところ、県営住宅入居に係る確約書については、基本協定や管理業務仕様書において何ら記述が認められず、実施機関への報告等のもとよりその作成についての根拠となる規定は見当たらなかったものである。

このため、県営住宅入居に係る確約書については、指定管理者が、県営住宅の管理業務を行うにあたり、実務上の必要性から任意に作成、使用しているものであると考えられ、実施機関が当該内容について事前に承認等をしていないとしても不合理とは言えない。

したがって、県営住宅入居に係る確約書について指定管理者から報告等は受けておらず、また承認等もしていないため、文書3および文書4を保有していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

(3) 文書6について

実施機関は、指定管理者が情報公開規程を定めるにあたっては事前に相談は受けたが、文書による承認や通知等を行っていないと主張している。

指定管理者における情報公開規程については、基本協定第23条第2項において、指定管理者が当該規程を定めるにあたっては、実施機関と「協議するものとする」と定められていることが認められる。

すでに述べたとおり、文書管理規程第3条第1項の規定に鑑みれば、こうした場合には、実施機関と指定管理者との間で文書による照会、回答が行われているべきものと考えられるところである。

しかしながら、実施機関は、指定管理者からは口頭での相談を受けただけで文書は作成していないと説明しており、実施機関の当該説明を覆すに足る事情は見当たらない。

したがって、文書6を保有していないとする実施機関の主張は是認せざるを得ないものである。

4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年12月20日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年1月30日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年2月24日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年6月25日 (第225回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年7月28日 (第226回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成26年8月25日 (第227回審査会)	・事案の審議を行った。

平成26年 9 月22日
(第228回審査会)

・答申案の審議を行った。